

議会改革推進特別委員会分科会会議録

(議会改革の推進に関する事項)

- 1 日 時 平成27年3月6日(金曜日)
午前10時30分～午前11時40分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 河本芳久 座長 岡山 隆 副座長
荒山光広 委員長 西岡 晃 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
坪井康男 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻登志枝 議会事務局企画員
- 6 説明のため出席した者の職氏名
なし
- 7 会議の次第は次のとおりである

午前10時30分開会

○座長（河本芳久君） 皆さんおはようございます。議会改革推進特別委員会の分科会をこれから開会いたします。

開会にあたって、まず、さきの12月10日に本分科会を開催し、そして、12日に特別委員会に対して中間のまとめを報告いたしました。その中の中核となるのが、政治倫理条例に関する事項について、一応本分科会の総意として条例案を提出し、その説明をなされ、この審議については、特別委員会で今後続けて審議していくと。こういうことが、一応確認されておると思います。そのほかの項目については、いろいろ挙がって行政視察とか開かれた議会に対して、執行部と議会との関係とか、政策審議について、いろいろもっと議員自身が勉強していこうじゃないかとか。または、議員の資質向上とかいろいろ意見が出ました。それらについては、項目として審議項目として挙がってきておりましたが、中核となるのは倫理条例の改正に、これまで主力を注いできた。これはもう本分科会ではなくて、特別委員会で今後審議し深めていくと、こういうことをお互いに確認した次第でございます。今日から残されたいろいろまだ改革をすべき事項として、開かれた議会に関する事項、市民との意見交換会とか要望書、意見書等の取り扱いとか、議員の資質向上とか議会と執行部との関係とか、いろいろまだその他としてあると思いますが、どの項目から――さらに限られた時間もありましようから、一応本分科会として引き続いて検討していくということで、皆さん方の御意見を聞かせていただきたいと思っております。だからまだこの項目について、深めるということについては、まだ挙げただけであって、その項目について御意見があったら、お聞かせ願いたい。はい。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今座長おっしゃった事はよく分からなかったんですが、政治倫理条例の問題については、全体会議でも説明があったけれど、それぞれ会派に持ち帰って皆さん議論を深めるということであったろうと思うんです。細かい議論は、また全体会議で当然、またやらんにやいかんですが、その前にもう一遍この分科会で皆さん持ち帰られた状況を話をしてもらおうというのはいかがですか。それ、必要じゃないんでしょうか、まず。

○座長（河本芳久君） 我々提案しておるから各会派で持ち帰られて、その意見もある程度ここで議論しながら、さらに特別委員会で深めていただくためのそういう提

案がありました。いかがですか。もうちょっと——そのこちらボールを投げただけやから離れて渡したから、そのことについて、しっかり深めるための意見交換もこの場では必要じゃないかという意見でございます。そういう意見もやってみたらどうかという、それが一応条例に関わる事項として、それはもう、もう一遍ここで確認しようと、深めてみよう、こういう意見ですね。これ、一つの議題。

そのほか、今審査協議事項として開かれた議会に係る問題として、市民との意見交換会、これはすでに実施しております。これをきちんと、それから要望書、意見書等の取り扱い、執行部との関係、そのほかここに挙がってますが、今協議していきたいという事項については、ほかにはないですか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今ですね、この政治倫理について分科会でもう一度審議したほうがいいんじゃないかと、こういった声出てます。実際特別委員会で、全体でやっていったほうが様々な意見が出るんじゃないかということで、私も既にこの分科会でこの政治条例確かに、いろいろ今回、素案として出ております。これはこれで、出たということ、それなりに評価はしてます。しかし、これについてはもう自治法という形で上位部分でありまして、それよりも厳しくするのはどうかなと。私も全国的に公明党のそれぞれの都市のいろいろ聞いておりますけれど、これ以上の厳しいものは出ていない。だけど厳しくせんにゃいけないのは、せんにゃいけない。その部分のところでせんにゃいけないことであって、それやってもなかなか、私も意見言ってきましたけれども、ほかの方、まだどんどん言われてない部分あるかも分かりませんけれども、全体で皆さん様々な、また特別委員会で出た中で皆さんがまた発言をしていけば、私はそのほうがいきめがいく、このように思っておりますので、ここでやってもあんまりもう出ないかなと、そういった思いがあります。ということで。

○座長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今の岡山さん言われた公明党で調べて、それ自治法以上に厳しい条例ないって言うこと言われましたけど、隣の下関市でも自治法以上の条例をつくっておられると思うんですね。その辺、やはりちょっと市民の皆さんに誤解があるようなことなので、それ以上厳しい条例がないということはない。ほかの自治体でも積極的にそれを取り組んで、つくられているって言うことだけは正確な情報としてお伝えしとかなないと、美祢市だけ何でそんなことやってるんだって言うお叱りを受けかねませんので、これはもう他の自治体が先行してやってるということ

だけは、ちょっと言っておきたいなというふうに思います。

○委員（坪井康男君） はい、委員長。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今回の岡山委員さんの発言について、私は別の角度から反論があります。我々が今美祢市の議員の政治倫理条例を変えようと、改定しようとしてるのは地方自治法92条の2以上の厳しい項目を入れるんじゃないんですよ。あなた根本的に話が間違ってます。（「どこがですか」と言う者あり）法律以上の条例は。結局政治倫理条例ですから、議員一人ひとりの倫理の問題を対象にしてるんですよ。いいですか。法律92条の2は強行規定ですよ。いいですか。あなたはそこが間違ってる。こっちは政治倫理とか心の問題なんですよ。だから、議員たる者は市と請負い契約を避けるべきだと。この心の問題言ってるんで、あなたの理解はまるで違う。

そして、92条の2があるけれど、あの制度趣旨というのがあるんですよ。市と委託関係、あるいは請負い関係にある議員は、間違いなく自分に有利なように議決権を行使するって。それを防ぐというのが92条の2の制度趣旨なんですよ。そこをあなたはより厳しい条例なんていうのは、これは上乗せ条例って言って憲法が禁止してますよ。だから、さっきのあなたは根本的に間違ってる。本当に間違ってます。いいですか。我々の心の問題なんですよ、美祢市の政治倫理は。だから契約は避けねばならんと。してはならんってなっていないんですよ。してはならんってあったら、これは憲法違反になります。そこをあなたは全然理解されてない。我々はもっときちんとした、市と請負い契約のある人間は議員を辞めるか、契約を辞めるか、それが92条の2の制度趣旨なんですよ。そこをあなたは全然分かってない。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もうこの件は何回も何回もやりましたので、これはやったって平行線でありますので、自治法では基本的な50%以上請負いを市から受けないという法律があつて——判例ですけど、これを30とかそうするんですか。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

○委員（坪井康男君） あなたは根本的に分かってない。30とか20とか40とか

するんじゃないんですよ。一番の根基で議員たる者は市と契約をなるべくしないようにしようねって、それがこの条例改定の趣旨なんですよ。あなた全然分かってない。あなたすぐ30ならいいとか、40ならいいとか、全然間違った解釈してます。根本が違ってます。いいですか、いいですか、あなた判例でっておっしゃるけれど、あれは単なる起こされた事件に対して裁判所が下した判例なんですよ。それはごく特定の事件に対しての判例ですよ。今我々が言ってるのは、正に議員たる者の政治倫理ですよ。心の問題なんですよ。それを言ってるんです。それをあなた方全然分かってない。そういうことをまだあの中でおっしゃるから、これやっぱりやらなきゃいかんですよ。全体会議でやったらまたおかしくなる。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 全体会議でやっておかしくなるってどういうことですか。だからこそ全体会議でやっていかなくちやならない問題じゃありませんか。特に心の問題であればですね。この辺についてはもうしっかりと、そういうふうにいると議員として、事業をされてる方が出られなくなるじゃないですか。だから、もう広く議員として一般の人もちちゃんと出て行くような形で、この自治法がちゃんと謳われてるわけですから。

○座長（河本芳久君） ちょっと岡山委員、意見があったらどうぞ。いいですか岡山委員。

○委員（岡山 隆君） だから、今まで92条の2兼業の禁止、こういったところのものというのは、もう何回も何回も繰り返してきて見解の相違、それで野村先生も来られてから、今まで議員に対して講演されたじゃありませんか。この辺はきちんとそれぞれの議員の思い、それが事業の請負いが50%以上にならないように、それは議員個人の自治法に——判例にのっかってきちんと対応していけば、それで問題ないということをおっしゃるじゃありませんか。それ以上に何かあるんですか。言うてください。

○座長（河本芳久君） はい、猶野委員。

○委員（猶野智和君） ここでもう1回審議して先ほど条例の上に上げ申したわけですけど、それをまた止めようということはないですよ。しないのにもう一回ここで再議するということが自体意味がないですね。また結局、ごちゃごちゃごちゃご

ちゃして、また同じこと繰り返してるだけなので、もう上に上げられたのなら、もうそこにお任せして、そこで審議するべきだと思います。ここはもう新たな議題について追加のものがあるならば、ここで追加を、意見を出されて、それをまた改めて出されるべきだと思います。でないともまた今の話、以前話したような話の繰り返しになると思います。

○座長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 猶野さんの言うとおりでと思います。ここ特別委員長がおられますので、特別委員会の——どういったこのスケジュール、流れが分からないから多分ここで議論がごちゃごちゃなるんだらうなというふうに思うんで、12日にこの特別委員会でこの倫理条例に関する流れが大体頭の中あられると思います。どういったスケジュール的な日程を考えておられるかお聞きしたら、ここでやる必要もないのかなというふうに思いますんで。

○座長（河本芳久君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） 12日にまた全体の特別委員会がございますが、先般この分科会から、先ほど座長さんが言われたように、この条例の改正案については投げかけられております。当然12日には皆さんの御意見をいただいて進めるわけですが、なかなかこの条例というのは議員の皆さんのあらかたの同意というか、それがないとまとまらないと思いますので、その意識の醸成には少し時間がかかるのかなというふうに思っておりますけれども、それぞれ会派でも協議されておると思いますので、その全体会の中でそれぞれの会派の御意見をいただきながら、具体的にこの項はどうしたらいいとかいうことが出るかもしれませんし、純政会から出された改正案に基づいて、いろいろとまた御意見があろうと思いますので、その時にしっかりと議論を深めていただけたらというふうに思っております。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） そういうことで全体会議でしっかりと議論を深めればいいんだらうと思いますけれども、この条例をもし可決というか、通そうという形になった場合に、やはり来年市会議員の改選期ということで、遅くとも6月の議会までぐらいには何らかの結論、方向性を出さないと、施行するまでの期間、周知徹底する期間もありましょうし、やはり6月が限度なのかなというふうに私の考えではそうかなというふうに思うんで、その辺のスケジュールはどういうふうにお考えかと。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（荒山光広君） スケジュールといいますか、先ほど言ったようにこの条例の改正については、多数決というわけにもなかなかいかないと思うんです。採決をしてくれという要望も前回あったように思いますけども、その辺は慎重に進めていかんにかいけんのかなと。実際今の条例がありますので、それに不足する部分ということで案も出されておりますけれども、変えるについては多数決でいいのかどうかということも含めて、皆さんのやっぱり理解が、同意があるんじゃないかなと思いますので、12日のそれぞれの御意見を聞いた上で、また御相談させていただきたいと思っております。

○座長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の委員長の御発言ですけど、分からんでもありません。それ非常に大事な条例ですから、分からんでもありませんけれど。だけど、全会一致なんて委員長、考えられないですよ。そりゃ、できることなら全会一致でこの条例の改定を進めるというのは理想ですけど、そりゃ、あり得ないですよ。だから、そのところを今委員長の御発言だと曖昧にしておられる。議論をして全部意見出尽くして、じゃ、どうするかとなると、それは多数決だってしょうがないですよ。でないと、議会制民主主義は成り立たないですよ。そこでもう一回、委員長のお考えをお聞かせください。

○座長（河本芳久君） はい、荒山委員長。

○委員（荒山光広君） 確かに議会制民主主義ですので、多数決の原則がございます。しかし、この政治倫理条例は先ほど坪井さんも言われたように、正に議員が自ら守っていかなければいけないということですので、皆さんが守れるような条例にしなければいけないというふうに思っておりますし、先ほど出ましたけれど、来年選挙がございます。新たな立候補者も出られると思っておりますけれども、その辺もいろいろ考慮しながら皆さんが出やすいような形にもしなければいけないし、大きな町と違って小さな所ですので、市議会に参画する間口ですか、それもある程度確保していかなければいけないと思っておりますので、その辺も含めてそれぞれの議員さんの意見も特別委員会でお聞きをしたいというふうに思っております。

○座長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の委員長の御発言、これもまた分からないでもありません。

ですけれども、これ政治倫理の問題ですよ。いみじくもこの議会改革特別委員会の冒頭で荒山委員長おっしゃいましたよ。私非常に感銘いたしました。その席でも申し上げました。議会改革というけれど、議員改革ではないかと、あなたおっしゃったと思います。私非常に感動いたしました。美祢市であれだけ今までいろんな徹夜をしたり何かして、ぎくしゃくぎくしゃくしてる。あれをやってきた原因が何かというのをしっかりと考えていきますと、やっぱり美祢市はおかしいです。議会運営はおかしいです。本当にルールにのっとってませんよ。市民に対して機会均等っていうのは当然です。議員になりたい方を出さないようにするって、こんな条例絶対にあってはなりません。だから、そこがちゃんと92条の2で決めてあるんですから。それを、さらに制度趣旨というのがあるんで、なぜこういう条例が全国的にもどんどんどんどん出てきよるんですよ。それが、92条の2の制度趣旨を潜脱するっていうんですよ。潜脱するって分かりますかね、潜り抜けるんですよ。すり抜けるんですよ。そういう実態があまりにも多過ぎる。それが、それぞれの議会腐敗させてると、こういう議論が非常に高まってきてるからなんですよ。世間で。だから、何か今荒山委員長の話聞くと、この条例をこのまま制定したら、なりたい人が出れないという機会均等の機会を奪うような御発言なされるけど、それは私は根本が間違ってると思います。そんなことないですよ。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、それじゃこれで本委員会においては、もう既にこの審議については特別委員会で深めていくと。そしてそういうことを今お互いに確認し、その細部について意見交換は特別委員会で行っていただきたいということによろしゅうございますか。はい、どうぞ。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 先ほど、法律92条がこれ以上上乘せは必要ないというような意見も出ましたけど、じゃ、何で隣の下関市がそういう倫理条例をつくるかということを考えてみた場合、やはりここは議会が姿勢を正すという、こういう基本をきちんとせんにゃ議会が機能しない、機能しないちゃおかしいですけど、議会がなかなか市民の納得が得られないということで、そういうことで議会——そういう倫理条例をつくられたと思うんです。昨年5月の最高裁判決、府中市の最高裁判決から全国で、私数は数えてませんが、本当今まで皆もやもやっとしとったんが、どこの市町村ももやもやっとしとった議会が、これをずっと流れを打ったような感じ

で、今条例をつくりつつあると私は見ております。美祢市もやはりここはきちんとつくって、我々の議会をきちんと運営していくと。これ本当一番大切、地域振興の一番の基礎というふうに思いますので、ひとつよろしく願います。

○座長（河本芳久君） 本委員会では、この議員の資質向上という、または議員の市民に奉仕する姿勢、そのもののありよう、これ根本的にひとつ考え直してみようと、こういったところから、この倫理条例に関する改正事項が出てきた。そういう背景は、お互い共有してると思います。ついては、これは今特別委員会の委員長である荒山委員から一応しっかり全体会で審議するというごさいますので、皆さん方この件はこれで落ち着きたいと思いますが、はい、どうぞ。

○委員（岡山 隆君） 今座長が言われましたように、この議会議員の政治倫理条例に関する思いというのは、ずっと同じ状況でええとは誰も思っていないと思うんですよ。そこで、今以上の改革なりをしていくことが大事、これ座長が言われたとおりに共通している部分とってます。それで、一応今回条例案、改定案が出たところもあるし、今後それぞれ各党派でも今でもある程度出ておるんですけども、政党、党派、そういったところがもう一度政治倫理条例に対してこのところ変えていったほうがいいと。もう一度その辺を私は出されたほうが——出るんであれば、出したほうがいいんじゃないかと、ここを改訂したほうがいいんじゃないかというのがあれば、そういったことも私は必要じゃないかと思ってますので、その辺委員長どうですか。

○座長（河本芳久君） これは既に12日の委員会報告で述べておるし、これは各会で持ち帰り、そしてこれをひとつ成立させることに努力して欲しいと。これが本委員会の総意ですと、こういう意見書というか、報告書出しておりますから、だから念のために今いろいろ意見が交わされましたが、この件は先ほどの猶野委員が言われましたように、蒸し返すんじゃなくてもう投げておりますから、そこで審議を深めていただきたいと。

次にせつかくこの委員会でいろいろ挙がってきた中で、まだまだそのたとしてありましようが、皆さん方として本委員会で審議の過程が限られておりますので、ずっとこれをやることもできませんが、一応まだこの改革に関わる事項として皆さん方から御意見を聞きたい。今メモ的には1、2、3と挙げておりますけれども、その他とありました。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私、きょう2つの事柄を提案したいと思います。その他にまだ私の意識では重要案件ありますので、さらにまだこの分科会続くと思いますのでそちらのほうに譲って、きょうは極めて事務的なことでかつ議会改革に重要な関連のあることを2点提案いたします。

1点目は、この前からいろいろ問題になっておりました請願、陳情等の文書の取り扱いについてでございます。これは、いろいろそれぞれの御意見もございましょうけれども、皆さん議員必携をお持ちの方はお分かりになると思いますが、市町村議会の運営に関する基準というのがあるんですよね。スタンダードが。その129のところ、請願、陳情等の文書の取り扱いの標準が書いてあります。石田局長そこにありませんかね。市町村議会の運営に関する基準129です。あればちょっとそれ読んでください。議員必携あれば、その請願、陳情等の取り扱いについてという項目にありますから。なければ、ちょっと暫時休憩してもらって僕は持っていますから。ありますか。

○座長（河本芳久君） ちょっと暫時休憩して、コピーして、取り扱いについてやりたいと思います。じゃ、暫時休憩です。

午前10時58分休憩

.....

午前11時05分再開

○座長（河本芳久君） それでは、委員会を再会いたします。先ほど坪井委員から請願、陳情、意見書等の文書の取り扱いについて、ひとつの規定を設けたらどうだろうかということですが、それについて今資料が配られました。これについて、御意見ございましたら。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） これだけじゃ分かりませんので、その全段階で石田事務局長さんお願いします。美祢市の会議規則と会派の申し合わせ事項がこの件に書いてあるんです。それをもう1回済みません、読んでください。

○議会事務局長（石田淳司君） 失礼します。美祢市議会申し合わせ事項の5番の中に、陳情についてという項目があります。この文面を読み上げます。「陳情について、議長決裁とする。但し、議長において必要があると認める時は会派代表者会議に諮り、その取り扱いを定めるものとする。」という規定であります。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今の申し合わせ事項。

○議会事務局長（石田淳司君） 美祢市議会会議規則の136条に陳情等の処理という項目がございます。読み上げます。「第136条陳情等の処理であります。議長は陳情書、またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとする。」という内容であります。

○座長（河本芳久君） それでは、今の説明がありました、本市の申し合わせ事項、会議規則では十分でない。こういう理由で協議事項に加えて欲しい。その説明をお願いします。

○委員（坪井康男君） 今石田局長さんが読まれた会派の申し合わせ事項も中途半端です。それから、会議規則も中途半端です。何か尻切れとんぼなんですよ。そこで、今お配りしましたA3の用紙の左側のほうです。私、棒線を書いてますんで、そこだけ読みます。運営基準では、運営基準というのは市町村議会の運営基準というのがスタンダードなのがあるんですよ。ではと「陳情書または、これに類するもので、議長が必要と認めるものは請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しまたはその用紙を印刷し議員に配布する。」となっています。従って、私の提案は会議規則の中にこれをそっくりそのまま入れてほしい。それで、会派の申し合わせ事項はやめてほしいというのが私の提案です。以上です。

もう1点です。2番目の提案です。これは、会派代表者会議、あるいは全員協議会の実施要綱を定めてほしいという提案です。既に皆さん御案内のように、従来は会派代表者会議とか、あるいは全員協議会っていうのは非公式の機関でありました。ところが、何年かの改正で——割合最近ですよ。いわゆる100条委員会というの皆さん御存じでしょう。あの第100条の第何項か忘れましたが、正式の機関になっちゃったんです。それで、会議規則にも正式の機関とすようになってます。それで、会議規則も別表にこうあるんですよ。会派代表者会議と全員協議会という名称で、目的構成に召集権者が定めてあります。例えば、全員協議会の場合は名称が全員協議会、目的が市、行政上、重要事項の周知となっています。構成員が全議員、それから召集権者は議長となっています。こういうふうになっています。それから、会派代表者会議は会派、目的が会派相互の連絡、調整となっています。構成員は議長、副議長、及び各会派の代表と。それから、召集権者は議長と、こういうふうになっておりま

す。この運用はどうかといいますと、議会会議規則第157条の4項に、協議の場の運営、その他必要な事項は議長が定めると、こういうふうになってます。それを、変えていただきたいんです。協議の場の運営、その他必要な事項は別に定める美祢市議会議員全員協議会規定、あるいは要綱でもいいです。及び美祢市議会会派及び会派代表者会議規約と、こういうふうに改めていただきたいということを提案申し上げます。それで、これ実は私もう雛型を用意してきておりますんで、委員長さんお許しいただければ、これもコピーして皆に配っていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○座長（河本芳久君） 今局長が申しましたように、平成20年の地方自治法の一部改正で会議規則に定めておいて、全員協議会、会派代表者会議等に規定が設けられることによって、正式な機関として運営ができると。そういうひとつの趣旨はお互いに共通理解しちよるが、美祢市の申し合わせ事項とか議会運営規定について少し不備だから——不備というかちょっと運営にあたって問題があるから、そこを明確にひとつ新しく改正したらどうだろうかと、こういう提案です。皆さん方の意見をひとつ、そのために今坪井委員は、よかったら対案になるような資料も準備しとると言いますが、皆さん方御意見ございましたら。これも長年の我々の明確にするという意味確認はされておりますけれど、なかなか文書化されて云々という共通理解しておりません。これについて局長、本市でも取り扱いについては文章化されておるわけいね。

○議会事務局長（石田淳司君） 今私が申し上げた会議規則、それから議員申し合わせ事項の範囲でしか規定がされてないということです。

○座長（河本芳久君） 規定がね。

○議会事務局長（石田淳司君） はい、以上です。

○座長（河本芳久君） だから、今坪井委員が言われるように、その規定がはっきり明確にされてないから、そこはしっかり明確にしようじゃないかという意見でございます。はい。坪井委員。

○委員（坪井康男君） この運用については、2つの機関は公式の機関になったのは間違いないです。議会会議規則に書いてありますから。問題は、運用については、議長が定めるになっておるんですよ。ここはいつも何かごそごそと議長が会派代表者会議を開くぞ——何か知らん開くぞと言って、何ともわけのわからんうちに会派

代表者会議で決まったとか言って——徹夜しながらね。そういうことがあるから、これが一番の問題の元凶なんです。だから、そこをはっきりすべしだというのは、私の意見です。主張として非常に露骨な表現しますけども、そのぐらい申し上げないと皆、よう御理解いただけないから申し上げます。

以上です。

○座長（河本芳久君） それじゃもう一遍、今この資料配りましたように、議会運営委員会に諮って云々とか、また請願に準して処理するとか、そういったことをきちんと明確にしたほうがいいんじゃないかという御意見です。

〔発言する者あり〕

○座長（河本芳久君） ちょっと休憩とりましょう。

午前11時15分休憩

.....
午前11時23分再開

○座長（河本芳久君） 再開いたします。先ほど全員協議会、会派代表者会議、これらの機関を条例の規定に基づいて運営できるよう、ここで改めてひとつ制定したらいかかかという御意見で、今資料が配られました。補足説明ありますか。

○委員（坪井康男君） 今2つ全協の規定と会派代表者会議の規約となっておりますが、お配りしました。これ、いずれも周南市議会のそっくりそのまま写しただけです。何も私がつくったわけではありません。日にちが26年の6月1日って書いてありますが、これは仮の話であって、実はもう去年の6月に提案しようと思ったから、これ書いただけで、これ消してください。これ、内容的に見ますと、いずれも申し合わせ事項と会議規則足したままです。別にどうちゅうことないんです。そういう規定になるということでこういうふうにはっきり明文化してくださいませというのが、私の提案です。

以上です。

○座長（河本芳久君） 各市において、こういう規約なり規定が設けられておると。それに準じて、本市についても明確にひとつそれを規定したらいかがだろうか。この案はここでさらに精査して特別委員会に報告していく。そして、特別委員会の中でそれを決定していただくと。こういう手順になると思いますが、こういった規定について、きちんと盛り込んでいくということについて、御意見があったら言っ

てください。

これが、いい云々じゃなくて、こういったものをつくっていくと。そのような叩き台に明文化したものが議会運営を公平・公正、スムーズに行かせるためには、こういうものが必要であると。こういう趣旨なんです。いかがですか。はい、山中委員。

○委員（山中佳子君） 今これ配付されたわけですけども、これ会派に持ち帰りまして、もう一度検討させていただいたらと思います。いかがでしょうか。

○座長（河本芳久君） そうすると、今会派に持ち帰って検討したいと。今すぐここで即決して、この委員会の報告として、中間報告として出すんじゃないかと、もう一遍練ってみようということではいかがなものかという、こういう御意見がございました。ほかの方々の御意見は。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いろいろ美祢市議会における議会関係条例、規則、規定、様々ありますけれど、これずっと、基本条例は最近変えまして、今は政治倫理条例について、いろいろ検討、変えていこう、そういう形になっておることは私は非常に重要なことと思っております。まだまだ様々な面で議会運営にあたっては改革していく点は、まだ多々あるなどは思っております。それに今出ました会派代表者会議の規約、これ基本的には、これ周南市議会の内容そのままとされたということで、これについては、参考するところもあるかなと思っておりますけども、まだちょっとよく加味しながらこれをベースにまた、美祢市独自に合った改革を進めていくことも必要であると、このように思っておりますので、それぞれに持ち帰って検討していきたいと思っております。

以上です。

○座長（河本芳久君） では、きょうの特別委員会においては、今の議会改革に一貫として会派代表者会議、それから全員協議会の位置づけと、そしてその運営について新たな規定を設けると、こういう一つの提案を、これをそれぞれの会派に持ち帰られて、次回にこれを成案として報告して、今度は特別委員会でこれを採決するなり、どういうふうにして議案としてするか、そういう審議を行う。それがための持ち帰りということで、次回にこの……そして、もう一つは請願、陳情、要望等の市民の声の処理の仕方について、一応規定があるけど、さらにこれを明文化してきちんと運営ができるようにしたらいかがだろうか、という提案がある。

この2件については、次回の特別委員会で審議し、さらにきょう、まださらなる改革の必要性のあるものについて、これから審議をするということがありましたら御意見を伺って、これはだたこういった項目を次に審議する、いやもう今の2つだけでこの議会の使命は十分果たしたということになるのかどうか、御意見としてさらに——まだせっかくの議会改革特別委員会が立ち上がっておるんじやから、本市の将来を見据えて議会改革に必要な改革案を提示したい。そういうことで、さらにまだ検討項目ございましたら、御意見いただきたいと思います。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大きなテーマが残っておると私は認識しております。それは、議会運営のあり方という問題です。非常に幅が広いんですが、今具体的な提案いくつか持ってますけど、それはその場じゃないと思いますので、非常に大きな議会の運営のあり方について、非常に大きなテーマが残っておるということだけ、申し上げておきたいと思います。これは、そう簡単にはいかない問題です。非常に根の深い大きな問題がありますので、これはまだ、皆様をお願いしたいのは大きな問題が残っておると——議会改革上ですね。これを提案しておきます。

以上です。

○座長（河本芳久君） ほかに、どなたか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほどの陳情と要望書等の意見についてちょっと、これ皆次回ということなんですが、ちょっと私の意見も述べて、また検討していただきたいんですけど。陳情とか要望書とか意見書、こういった出された方の提案者の気持ちというか、それが文面では書ききれないところがあるので、内容について説明に来ていただくということもしていただければ、よりその内容がわかるかと思っておりますので、その説明に来ていただくようなことも、盛り込んでいただきたいと思います。それも考えていただきたいと思います。

それから、議会改革で県内で近くなんですが、進んでいるところがあるので、山陽小野田の議会だよりをちょっと見たんですが、議会改革をさらに進めていくということで、山陽小野田では特別委員会でしっかりやっておられるようなので、この委員会で山陽小野田に、研修に行くとか、意見聞きに行くとか、そういったことも盛り込んでいただけたらと思うんですが、皆さんの御意見もお願いしたいと思います。

○座長（河本芳久君） それじゃ、最初の陳情なり、請願なり、そういった書類だけ

の準備じゃなくて、そういう提出者の意見を、要望、これを聞く機会を設けたらということも今ありましたが、これはかなり次の要望書の取り扱いの中でそういったことの面をどうするかを審議したいと思います。今回、ここで考えるんじゃなくて、それは次回の中で深めてもらいたい。こういったこともこの改革の一環として、各会派で検討を加えておいていただきたいと。それから、山陽小野田の行政視察、これはどうしましょうか。そういった要望があるということは今出ましたけれども、実際に行く行かんは。御意見がございましたら。なかったらそういったものを議員活動の一環として行って聞いて来るとか、委員会としてそういう特別委員会で他市にという。委員会において市内のことについては、現地確認のために調査に出かけるとか、そういったこともやった経緯がございますから、他市までということについては、まだ事例はないような記憶ですが、どういたしましょうか。御意見がありましたら。

○委員（岡山 隆君） その辺につきましては、陳情、要望書取り扱いの件、こういったところのものというのは確かに、いろいろそういったもの、つくり込みと申しますか——してると申すんですよね。また、会派の規約などさっきそういうふうなことは、周南関係ではできておると。そういったことをまずいろいろ今回議会改革していこうという、そういった案件に対して、先進的に取り扱っているところの市町村からそういった資料というものを取り寄せて、そしてそれを参考にまずしていくことが大事です。それから後は、実際問題点があれば訪れて、それから、聞いていくという、そういった形でもいいんじゃないかと思ってます。

○座長（河本芳久君） 一応会派か議員個人で行政視察を、そういった調査をやることは結構であるが、委員会としてこれを実施するかどうかにはいろいろ詰めにゃならん。そういったことで事務局でまずはそういった情報収集、それから坪井委員が言うように、集められた資料として提案されておりますけど、そういった形で三好委員の意見については処理したいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○委員（荒山光広君） 先ほど来から坪井さんが出されておりました議員必携、それからいろいろ文書出されてますけども、市議会、町村議会、県議会もそうですけど、運営の趣旨があんまり変わったところはないと思うんですけども、地方6団体というのがあって、我々は全国市議会議長会——市議会も議長会という6団体の中の一

つですけれども、できればこれは、町村議会が出された——議長会が出された資料ですので、できれば我々全国の市議会議長会に属しておりますので、その市議会の資料を基に提案されたらよりいいものができるんじゃないかなと思っておりますし、今の議会規則ですか、それも全国市議会の標準のものに則ってやっておると思いますので、それぞれの議会の実態に合ったように変えていくことは、大事なことだろうと思いますので、その点だけお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほどの議会運営委員会でもあったんですけど、取り決めとか議会運営上、いろいろルールがあるんですが、会議規則の中にも発言について、発言の許可は会議において発言しようとするときは、挙手をして本会議であれば議長と呼び、議長の許可を得なければならない、というふうになっております。美祢市議会の場合、それぞれの委員会でも本会議でもこういった分科会でもそうですけど、座長なり議長あるいは委員長に向かって、やっぱり声をかけていただいたほうがいいんじゃないかなと。規則にもそういうふうにありますので。きょう議会運営委員会の中で三好さんが手を挙げられたということでしたけど、ちょっと私気がつかなくて申し訳なかったんですけども、そういったことを防ぐためにも、ぜひその場の議長なり、委員長なりに意見がある時は、委員長、もしくは議長と声をかけていただいたほうが、そういったそごが無いんじゃないかなというふうに思います。そういった会議規則、あるいは今の申し合わせ事項等に沿って、ぜひやっていただきたいというふうに思いますし、先ほど来出ておりますように、申し合わせ事項等で不備があれば、皆が守れるような申し合わせ事項にしていかなければいけないと思いますけれども、現在あるものについては、ぜひルールはルールとして守っていただきたいということをございます。

以上でございます。

○座長（河本芳久君） それじゃ、今申し合わせ事項とか会議規則等の見直しの一環として、要望書、請願等の文書の取り扱い、これの改定したい部分、併せて全員協議会なり、会派代表者会議の位置付け、これも従来のをより明確にして改正をしていくということで、今回はこの2件について絞っていきたいと思います。そのほか今の山陽小野田あたりの先進的な取り組みをしてる事例等については、お互いにひとつそういった資料を検討しながら、本市の議会改革に生かしていきたいと。

以上、本日長時間に渡って御審議ありがとうございました。以上をもって終わり

たいと思います。

午前11時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月6日

議会改革推進特別委員長

荒山光広

議会改革推進特別委員会分科会座長

河本寿久